

写

滋 賃 審 第 2 2 号
令和 6 年 10 月 28 日

滋 賀 労 働 局 長
多 和 田 治 彦 殿

滋 賀 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
会 長 平 井 建 志

滋 賀 県 ガ ラ ス ・ 同 製 品、セ メ ン ト ・ 同 製 品、衛 生 陶 器、
炭 素 ・ 黒 鉛 製 品、炭 素 繊 維 製 造 業 最 低 賃 金 の 改 正 決 定 に
つ い て (答 申)

当 審 議 会 は、令 和 6 年 8 月 21 日 付 け 滋 労 発 基 0821 第 2 号 を も っ て 貴 職 か ら 諮 問
の あ っ た 標 記 の こ と に つ い て、慎 重 に 調 査 審 議 を 重 ね た 結 果、別 紙 の と お り の 結 論
に 達 し た の で 答 申 す る。

滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

滋賀県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) ガラス・同製品製造業
- (2) セメント・同製品製造業（生コンクリート製造業及びコンクリート製品製造業を除く。）
- (3) 衛生陶器製造業
- (4) 炭素・黒鉛製品製造業
- (5) 炭素繊維製造業
- (6) (1)から(5)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (7) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,046円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年12月31日